

随意契約の事前公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約について、嬉野市財務規則第100条の2の規定に基づき契約内容等を公表します。

1. 物品または役務の名称	令和3年度嬉野市障害者等相談支援事業
2. 発注担当課	福祉課
3. 契約内容・契約期間	<p>身体、知的及び精神障害者、障害児、障害児の保護者及び障害者の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、権利擁護のために必要な援助を行い、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者等の相談支援窓口を設置し、併せて障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため障害者虐待防止センターとしての機能を備える。また、自殺に関する悩みを抱える者等に対して、対面や電話、SNSによる相談に応じる。</p>
	令和3年4月1日から令和4年3月31日
4. 業務場所	嬉野市役所福祉課内
5. 契約予定日	令和3年4月1日
6. 契約相手方の決定方法及び選定基準	<ul style="list-style-type: none">地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による市内に所在する障がい者支援施設等であること。障害者等に係る相談対応経験などの専門性、業務に対応できる職員体制があること。徴収した見積書が予定価格以下であること。